

75歳以上の方は
(一定の障がいがある65歳以上の方は)

後期高齢者医療制度

で医療を受けます

平成**20**年**4**月
からスタート



新しい後期高齢者医療制度の保険証が同封されています。医療機関で受診するときは、必ず窓口へ掲示してください。



秋田県後期高齢者医療広域連合

<http://www.akita-kouiki.jp/>

「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」へ

これまでは、75歳以上の方等は、国民健康保険や社会保険などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。



対象となる方は？

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方

これまで、老人保健制度の対象者だった方（障害認定者を含む）は、引き続き、後期高齢者医療制度の対象者とみなされます。

なお、障害認定の方は、市町村に認定の取消を申請することで、現在加入している医療保険などに引き続き加入することもできます。

現在加入している医療保険は？

これまで加入していた医療保険（国保・社保・共済組合等）を脱退し、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

医療機関で受診するときは？

老人保健制度で医療を受けるときと同様に、かかった医療費の一部を負担します。

● **一般の方** **1割**

● **現役並み所得のある方** **3割**

(課税所得が145万円以上ある方)

※ただし、70歳以上または後期高齢者医療の被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は1割となります。

世帯の全員が住民税非課税の場合、入院時の窓口負担額や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。(申請が必要となります。)

入院の際は必ず「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示してください。

● **区分Ⅰ** 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は80万円として計算)を差し引いたとき0円になる方。

● **区分Ⅱ** 世帯の全員が住民税非課税の方。(区分Ⅰ以外の方)



受けられる給付は？

お医者さんでの診察や治療代の他にも、さまざまな給付が、これまでの老人保健制度と同様に受けられます。

■申請が必要な給付（申請は市町村の窓口へ）

高額療養費

1か月の医療費の窓口負担額が下記の表を超えた場合、高額療養費として支給されます。

一度申請すると、次から自動的に振込されます。

	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%※
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (2ページ参照)	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (2ページ参照)	8,000円	15,000円

※ 過去12か月以内に4回以上支給があった場合、4回目以降が44,400円となります。

【申請に必要なもの】印かん、通帳（ゆうちょ銀行除く）、保険証

療養費

お医者さんが治療のため必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったり、やむを得ない事情で保険証を持たずにお医者さんにかかったときには、申請して認められると療養費として支給されます。

【申請に必要なもの】診断書、コルセットや補装具購入時の領収書、印かん、通帳（ゆうちょ銀行除く）、保険証



移送費

お医者さんの指示により、やむを得ない理由で転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると移送費として支給されます。

【申請に必要なもの】移送費用の領収書、印かん、通帳（ゆうちょ銀行除く）、保険証



葬祭費

被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

【申請に必要なもの】印かん、通帳（ゆうちょ銀行除く）、保険証

新設

高額医療・介護合算療養費

お医者さんにかかったり、介護保険のサービスを利用したときの年間分の負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると超えた分が支給されます。



保険料は？

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。皆さんが納める保険料は制度を支える大切な財源となります。

■保険料の決まり方

被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計になり、個人単位で賦課されます。

保険料(年額)

※100円未満切捨

=

均等割額

38,426円

+

所得割額

所得金額×7.12%

※保険料の上限額は50万円です。

※所得金額は、基礎控除後の金額です。

■保険料の納め方

保険料は、原則年金から天引きされます(特別徴収)。

年金の額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替などにより、お住まいの市町村に納めます(普通徴収)。



保険料の軽減は？

■所得の低い方

所得の低い世帯の方は、世帯主と被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯主と被保険者全員の総所得金額等の合計額が…

7割軽減	基礎控除33万円を超えない世帯
5割軽減	基礎控除33万円+24.5万円×被保険者の数 (世帯主を除く)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除33万円+35万円×被保険者の数 を超えない世帯

■社会保険などの被扶養者だった方

これまで保険料の負担がなかった社会保険や健康保険組合、共済組合等の被扶養者だった方は、次のような特例措置があります。

●加入から2年間は、均等割額が5割軽減された額(19,200円)となります。

●平成20年4月から9月までは保険料の負担がなく、平成20年10月から平成21年3月までは、均等割額の20分の1の額(1,900円)となります。

こんなときは14日以内に申請・届出を

こんなとき	届出に必要なもの
一定の障がいがある人が 65歳になったとき	保険証、 受給している年金証書、 身体障害者手帳等、 印かん
65歳を過ぎて一定の障がい のある状態になったとき	
県外へ転出するとき	保険証、印かん
県外から転入するとき	負担区分証明書、印かん
秋田県内で 住所が変わったとき	保険証、印かん
生活保護を受ける ようになったとき	保険証、印かん
死亡したとき	死亡した方の保険証、印かん

申請や届出・各種相談は お住まいの市町村の窓口で！

■お問い合わせ

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155
またはお住まいの市町村後期高齢者医療担当課